

元代侍衛親軍の諸衛について

井戸，一公

<https://doi.org/10.15017/24572>

出版情報：九州大学東洋史論集. 12, pp.50-78, 1978-11-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

元代侍衛親軍の諸衛について

井 戸 一 公

目次

はじめに

- 一 諸衛の設置年代
- 二 諸衛成立の過程
- 三 諸衛の軍事的構成
- 四 諸衛の軍官
おわりに

はじめに

元代の侍衛親軍は、チンギスハーン以来の怯薛とともに内にあつて宿衛諸軍（天子の禁軍）を構成し、外にある鎮戍諸軍と区別される。それはフビライの即位した中統元年に、武衛軍として成立し、至元元年宋や金の制度に倣つて侍衛親軍と改称された。そして至元八年に右、左、中の三衛が設けられたのを嚆矢として、元代を通ずると三十数衛

が置立された。これらの諸衛は、それぞれ枢密院に属し、皇帝並に宮城護衛に当るものであり、蒙古軍、漢軍、色目軍の精銳が集められていたのである。このことは従来より指摘されているが、各衛の具体的な軍事構成あるいは怯薛・鎮戍軍との関係は、必ずしも明確になっているとはいえない。

本稿では、諸衛の成立過程、軍の構成、都指揮使以下の軍官について考察し、それによつて元朝兵力の中枢といわれる侍衛親軍の特質を明らかにし、あわせて諸種族、とりわけ漢人（軍団）の元朝政権下における政治的位置、役割の一端を窺うことにしたい。

一 諸衛の設置年代

元史¹兵志宿衛の条（以下単に兵志といへば本条を指す）には「及世祖時、又設五衛、以象五方、始有侍衛親軍之屬、置都指揮使以領之。而其後增置改易」とあり、侍衛

親軍に属するものとして三十三衛を列举している。この三十三という数は、それ自体問題となるが、本節では一応兵志の記載に依拠しながら、次節以下の考察をすすめる必要上、簡単に諸衛の設置状況を述べることにする。

世祖朝に設置された衛は、所謂五衛をはじめ十四（左・右都威衛・虎賁親軍の前身、蒙古侍衛親軍・欽察衛・阿速軍の六を含む）である。「五衛」すなわち右左中前後の五衛は、元代侍衛親軍の根幹であり、中統元年に成立した武衛軍の発展したものである。武衛軍は至元元年十月に侍衛親軍と改められたが、既にその際「至元元年、改武衛為侍衛親軍、分左右翼、置都指揮使」（兵志右衛）とあるように、左右の二翼に分けられた。これに中翼が加わり、兵志にいう右衛、左衛、中衛となるのは、至元八年のことである。元史¹⁶世祖紀至元八年七月辛未条には「置左右中三衛親軍都指揮使司」とある。ついで南宋平定直後の至元十六年二月癸未（六日）には、「増置五衛指揮司」（¹⁷世祖紀）とある通り、「五衛」が整うのである。五衛の後、最初に置かれたのは左都威衛の前身である侍衛親軍都指揮使司である。兵志の左都威衛条には、

至元十六年、世祖以新取到侍衛親軍一萬戸、屬之東宮、立侍衛親軍都指揮使司。三十一年、復以屬皇太后、改隆福宮左都威衛使司。

元代侍衛親軍の諸衛について

とあって、至元十六年（¹⁸世祖紀は同七月）東宮（時の皇太子真金）に属するものとして立てられている。先の五衛にこの衛をあわせて「六衛」ともいわれる。左都威衛に対して右都威衛は、その前身蒙古侍衛親軍都指揮使司が至元二十二年に置かれている（兵志及び¹⁹百官二）。蒙古の名称をもつ衛は、このほかに左翊・右翊蒙古侍衛親軍都指揮使司（以下都指揮使司の語を略し簡称を用う。他衛も同じ）、東路蒙古侍衛親軍・宗仁蒙古侍衛親軍——この五つを蒙古衛と仮称する——がある。左翊・右翊蒙古侍衛親軍は、元史¹⁶百官二に

至元十八年、以蒙古侍衛總管府依五衛之例、為指揮使司。設官十二員、奧魯官二員。大徳七年、奏改為左翊蒙古侍衛親軍都指揮使司。

とあり、至元十八年に²⁰五衛の例にならつてその前身が立てられている。同年には、それまでに見られなかった色目人の部族名（もしくは地名）を名称とする衛——これらを色目衛と仮称する——が設置されている。すなわち唐兀衛²¹で、元史¹⁶百官二には、

唐兀衛親軍都指揮使司、秩正三品。総領河西軍三千人、以備征討。至元十八年始立。

とある。この頃には、同じように色目人の衛がいくつか立てられた。兵志によると、欽察衛²²は至元二十三年（²³世

祖紀、同三月乙亥に設けられ、また左・右阿速衛アラスの前身となる阿速軍も同年に置かれている。色目の部族名というわけではないが、その管下には色目人も多数入っていたと思われる貴赤衛クイチも至元二十四年に設置されている。このほか漢軍を主体とし大都の工役従事を主務とする武衛は、至元二十六年(¹⁵世祖紀、同正月辛丑)に設けられており、上都の虎賁親軍は、元史(¹⁶兵百官二)に「管領上都路元籍軍人、兼輿魯之事。至元十六年、立虎賁軍、設官二員。十七年、置都指揮使二員・副都指揮使一員、又増置副都指揮使一員。元貞三年、以虎賁軍改為虎賁親軍都指揮使司」とあり、至元十六年にその前身虎賁軍が立たられている。

成宗朝には七衛が設けられている。ところが、このうち至元三十一年の左・右都威衛(¹⁷成宗紀、同七月庚申)、元貞三年(¹⁸)の虎賁親軍、大徳七年の左翊、右翊蒙古侍衛は、いずれも前述した世祖朝にその前身ともいふべき衛ができており、この時期に至って兵志の記す衛となったものである。この五つのほかに、西域親軍と衛候直都指揮使司が立てられた。西域親軍は、兵志に「元貞元年、依貴赤・唐兀二衛例、始立西域親軍都指揮使司」とあるように、至元中に設けられた唐兀衛・貴赤衛にならって、元貞元年に設立されている(¹⁹成宗紀、同六月庚午)。衛候直は元史(²⁰兵百官五)に「至元二十年、以控鶴一百三十五人、隸府正司。三

十年、隸家令司。三十一年、増控鶴六十五人、立衛候司以領之。兼掌東宮儀從金銀器物。置衛候一員・副衛候二員・及儀從庫百戸。大徳十一年、復増懷孟從行控鶴二百人、陞都指揮使司」とある。東宮あるいは徽政院に隸し、控鶴六百戸よりなり、至元三十一年に立てられた衛候司が大徳十一年に都指揮使司に陞された。

武宗朝には、五衛が増置されている。康禮衛・衛率府(²¹左衛率府の前身)・鎮守海口侍衛、左・右阿速衛がそれである。康禮衛は、元史(²²武宗紀至大元年七月庚申条)に

立廣武康里侍衛親軍都指揮使司。以中書平章政事阿沙不花為都指揮使。

とあり、至大元年に立てられ、平章政事の阿沙不花が都指揮使となっている。同じく色目人の阿速衛は兵志に「至大二年、始改立右衛阿速親軍都指揮使司」とあるように、世祖の時設けられた阿速軍が至大二年に左右に分立したのである(²³武宗紀は至大三年正月丁未とする)。衛率府は兵志・武宗紀とも至大元年の設置とする。その名の示す通り東宮に属する親軍で、武宗海山の即位を助けた愛育黎力八達が時の皇太子である。先の衛候直と潛邸時の仁宗権力の依り所となったと考えられる。鎮守海口侍衛屯儲都指揮使司は、元史(²⁴武宗紀至大二年四月癸亥条)に「摘漢軍五千、給田十萬頃、於直沽沿海口屯種、又益以康里軍二千、立鎮

守海口屯儲親軍都指揮使司」とあつて、至大二年に設置され、直沽沿海口で屯田にあつたのである。

仁宗朝では、左・右衛率府、隆鎮衛の三衛が立てられた。左衛率府は先の至大元年に置かれた衛率府が、延祐六年に改められたものである（兵志及び^{卷二}仁宗紀）。この間名称・所轄に変化があり、それを仁宗紀から抜き出すと、衛率府↓延祐四年五月、中翊府↓同五年十月、羽林親軍都指揮司↓左衛率府、となる。これに対する右衛率府は、元史^{卷六}百官二に「延祐五年、以速怯那兒萬戶府・迤東女直兩萬戶府・右翼屯田萬戶府兵、合為右衛率府」（兵志もほぼ同じ）とある如く、延祐五年に立てられている。また隆鎮衛は元史^{卷四}仁宗紀至大四年閏七月甲辰条に「枢密院奏、居庸關古道四十有三、軍吏防守之處、僅十有三。舊置千戶、位輕責重、請置隆鎮萬戶府、俾嚴守備。制曰可」とあり、同右皇慶元年正月戊申条に「改隆鎮萬戶府為隆鎮衛」とあつて、居庸關古道の防守軍が至大四年に万戶府とされ、翌年改めて隆鎮衛としたのである。

英宗朝には四衛、すなわち忠翊侍衛、左・右欽察衛、宗仁衛が設けられた。忠翊侍衛は、兵志によると、至元二十九年、屯田府↓大徳十一年（^{卷二}武宗紀では至大元年五月）大同等处侍衛親軍都指揮使司↓至大四年徽政院に隸属↓延祐元年（^{卷二}仁宗紀、同十一月）中都威衛使司、と推移し、

元代侍衛親軍の諸衛について

至治元年二月に忠翊侍衛と改められている。左・右欽察衛は、至元二十三年に置かれた欽察衛が分立したもので、それは至治二年二月のことである。元史^{卷三}燕鐵木兒伝には、先是至治二年、以欽察衛士多、為千戶所者凡三十五、故分置左右二衛。至是（天曆元年）又析為龍翊衛。

とあり、欽察衛兵が増加し千戶所三十五にもなったので、左右兩衛としたが、その後さらに龍翊衛を設けることになる。宗仁衛は元史^{卷六}百官二に「至治二年、以亦乞列思人氏一百戶、與所収蒙古子女通三千戶、及清州徹匠二千戶・屯田漢軍二千戶、立宗仁衛以統之」（兵志もほぼ同じ）とあつて、至治二年に立てられ、蒙古子女らを統べている（^{卷二}英宗紀、同五月癸未）。

泰定朝、明宗朝には新設の衛はみられない。文宗朝では、三衛すなわち龍翊侍衛・東路蒙古侍衛・宣忠幹羅思扈衛が設けられている。龍翊侍衛は先述の通り欽察衛より分立したもので、それは天曆元年（^{卷三}文宗紀、同十二月辛未）のことであつた。東路蒙古侍衛は、龍翊侍衛などと大都督府下にあるが、その設置は元史^{卷五}文宗紀至順二年正月庚寅条に「改東路蒙古軍萬戶府為東路蒙古侍衛親軍指揮使司」とある。宣忠幹羅思扈衛は、同右^{卷四}至順元年五月辛未条に「置宣忠扈衛親軍都萬戶府、秩正三品、總幹羅思軍士、隸枢密院」とあり、同^{卷五}至順二年四月甲寅条に「改

宣忠憲衛親軍都萬戸府為宣忠翰羅思憲衛親軍諸指揮使司」とあつて、至順元年に置かれた都万戸府が、翌二年都指揮使司とせられたのである。

順帝朝では、設置年代が明確なものは、宣鎮侍衛のみであるが、威武阿速衛、高麗女直漢軍万戸府管女直侍衛親軍の二衛もそれに些か先立って設けられたとみられる。宣鎮侍衛は、元史^{三九}順帝紀至元三年正月癸丑条に、

立宣鎮侍衛屯田萬戸府於寧夏。

とあり、同右四月甲戌条に、

命伯顔領宣鎮侍衛軍、賜鈔三千錠、建宣鎮侍衛府。

とあるように、後至元三年に立てられ権臣伯顔が領した。

威武阿速衛も元史^{三九}伯顔伝に、「元統二年、進太師・奎章閣大学士、領太史院、兼領司天監・威武阿速諸衛」とあつて、元統二年に、同じ伯顔が領している。その設置は、元統二年を遡ること遠くはないであろう。高麗女直漢軍萬戸

府管女直侍衛親軍は、元史^{三九}元統二年四月壬申条に「命唐其勢為総管高麗女直漢軍萬戸府達魯花赤」（^{三九}燕鐵木兒伝にも同記事がある）とあり、元統二年には置かれていて、文宗朝の権臣燕鉄木兒の子唐其勢が達魯花赤となつて⁽¹²⁾いる。元史^{三九}馬札兒台伝にも伯顔の弟馬札兒台が本衛達魯花赤であることを記しているが、順帝朝になつて鉄燕木兒一派が退けられ、かわつて伯顔が政權を握るようにな

ると、これらの衛は彼の一族の管する所となつたのである。兵志には以上のほか、本衛と名称の類似する女直侍衛親軍萬戸府を挙げているが、これについては設置を裏づける記述は見出し得ない。

二 諸衛成立の過程

侍衛親軍は、前節で述べたように、至元十六年に「五衛」が置かれたのを一つの区切りとして、至元二十年前後には蒙古衛、色目衛と称すべきものが現れた。ことに色目衛は武宗以後増設が目立ち、欽察衛・阿速衛とも三つに分立した。それは燕鉄木兒や伯顔等権臣の台頭と密接に関わつていたと考えられる。本節では、上述の諸衛のうち最も特徴的な「五衛」・色目衛・蒙古衛について、その成立にいたるいきさつをより詳細に検討することにした。

〔五衛〕五衛は元代侍衛親軍の根幹をなすものである。

それは中統元年に設けられた武衛軍をもととする。武衛軍は、南宋攻撃のため河南に駐屯した華北漢人世侯の軍のうち、河南経略使史天沢に率いられ、六盤山より南進する憲宗マングの本隊を支援して合州釣魚山を攻めた部隊を基幹とした。⁽¹³⁾それが漢軍中の精銳のよりすぐりであつたことはいふまでもない。この武衛軍に新たに編入した軍を以て右左中の三衛が立てられた。牧庵集^{五十一}中書左丞姚文獻公神

道碑には、

于兵衛又申奏曰、内地之民、不習武事、不耐勞苦、第
可使出財賦、以資國用、西京北京諸路之民、習武耐勞、
可盡復其差賦、充本路保甲屯田、使進有取而出有歸、
可鎮內竊、以禦外侮、漢軍除守禦南邊、可選精勇富強
三萬、燕京東西、分屯置營、以壯神都。此左右中三衛
起本者。

とあり、三衛の設置は姚枢が精勇富強三万を選んで燕京の
東西に屯営させるよう上奏したことに起因するという。具
体的に選入された軍をみていくと、武衛軍にまず加えられ
たのは、李瓊の反乱鎮圧後の益都の軍民である。すなわち
元史^七世祖紀中統三年九月戊午条に「以待衛親軍都指揮使
董文炳兼山東路經略使、收集益都舊軍、充武衛軍、戍南邊。
詔益都行省大都督撒吉思與董文炳會議、兵民籍每十戶惟取
其二充武衛軍、其海州・東海・漣水移入益都者、亦隸本
衛」とあり、同右^七世祖紀中統四年四月癸丑条には「選益都兵千
人充武衛軍」とある。李瓊の支配していた益都軍民の一部
を武衛軍に充てたことは、反乱軍に対する効果的な処置で
あり、元朝の同地域への直接支配を促進させることになっ
たに相違ない。続いて至元二年には（^六世祖紀同年十二月
丁未条）、

敕選諸翼軍富強才勇者萬人、充待衛親軍。

元代待衛親軍の諸衛について

とあって、地方軍の富強才勇なる者一萬が充てられている。
兵志にはこの特徴せられた兵を「女直軍三千、高麗軍三千、
阿海三千、益都路一千」と記す。女直軍、高麗軍が如何な
る経緯で親軍に入れられたのかは定かではない。¹⁵阿海は元
史^五世祖紀中統四年三月乙巳条に「命北京元帥阿海發漢軍
二千人赴開平」とあり、同右至元元年二月壬子条に「發北
京都元帥阿海所領軍疏雙塔漕渠」とある北京都元帥阿海の
ことであろう。彼は元史^三に伝のある珊竹氏吾也而の子
で、父の職を襲つて北京総管都元帥となつた。珊竹氏は蒙
古部族の一つであるが、「漢軍二千人を發した」というか
ら、その管下には漢軍も多かつたと考えられる。その後女
直軍二千（元史^六世祖紀至元三年正月癸丑条）、東京軍千
八百（^同、至元四年七月甲寅条）が親軍に入れられている。
これらはいずれも遼陽方面の軍とみられる。このことは元
朝の支配が当地方にもしだいに浸透していったことを示し
ている。つまり右左中三衛の設置はそうした元朝の中央集
権化を一面で押し進めることになつたのである。

前後二衛は、元朝の南宋侵攻と並行して設けられる。至
元五年に始まる襄陽総攻撃は、五年間の攻防の末、至元十
年三月襄陽知府呂文煥の投降によつて終結する。呂文煥は
その年四月阿里海牙に従つて入朝し、待衛親軍都指揮使・
襄陽大都督に充てられた（元史^八世祖紀）。彼の旧麾下は

「各萬戸翼に分隸す」(八世世祖紀至元十年三月乙丑条)るものもあつたが、同九世至元十三年六月甲子条に

命東征元帥府、選襄陽生券軍五百、充侍衛軍。

とあるように、そのまま侍衛親軍にも充てられた。⁽¹⁶⁾襄陽陥落は南宋の潤落を急迫に進め、三年後の至元十三年正月には首都臨安が解城し事実上南宋は滅亡する。南宋平定にもなつて旧南宋軍の精銳が侍衛親軍として再編成された。元史⁽¹⁷⁾世祖紀至元十五年五月甲午条には、

選江南銳軍為侍衛親軍。

とあり、同右⁽¹⁸⁾至元十六年四月乙巳条には、

詔諭揚州行中書省、選南軍精銳者二萬人充侍衛軍、併發其家、赴京師、仍給行費鈔萬六千錠。

とある。後者の精銳二万は、同右至元十六年六月癸巳条に「以新附軍二萬分隸六衛屯田」とある軍と同一のものかもしれないが、それにしてもこれらの新附軍が前後二衛設置の大きな要素となつたことは間違いない。前王朝軍の処遇はいかなる新政権にとつても難題となる。元朝はその精銳を禁軍に入れることで、軍事力の補強をする一方、江南の治安回復を計り、その支配を及ぼしていったのである。対南宋戦の進行する中で、北方においては海都の乱や昔里吉等の反元活動がげしくなり、その方面にも兵力を振り向けねばならない元朝が、一時的にせよ旧南宋軍の精銳に期

待したのは当然のことといえよう。

〔色目衛〕元文類⁽¹⁹⁾經世大典軍制には「諸國人之勇悍者、聚為親軍宿衛・而以其人名曰欽察衛、康里衛・阿速衛・唐兀衛」とある。色目人の名(または地名)を親軍名とする衛は、このほか斡羅思⁽²⁰⁾扈衛、西域親軍があるが、ここでは右の四つを中心に取りあげることとする。

色目衛の中で最初に立てられた唐兀衛は、兵志に

至元十八年、阿沙・阿束言、今年春、奉命總領河西軍三千人、但其所帶虎符金牌者甚衆。征伐之重、若無官署、何以防閑之。樞密院以聞、遂立唐兀衛親軍都指揮使司、以綵之。

とあり、至元十八年に阿沙・阿束が總領した河西軍三千人を統べる軍衛として置かれたものである。阿沙・阿束がいかなる人物なのかは詳かにし難いが、元史⁽²¹⁾世祖紀中統二年九月癸未条に「以甘肅等處新羅兵革、民務農安業者為成兵所擾、遣阿沙焦端義往撫治之」とあり、同⁽²²⁾至元二十五年三月丁酉条に「命阿束・塔不帶總京師城守諸軍」とあるから、明らかに二人である。阿沙は至元十二年肅州達魯花赤の職にあり、河西軍を簽している(八世世祖紀)。同年の簽軍のことは、元史⁽²³⁾兵志に、

正陽萬戸劉復亨言、新下江南三十餘城、俱守以兵、及江北・淮南・潤揚等處未降、軍力分散、調度不給、以

致鎮集軍、滁州兩處復叛。乞簽河西等戸為軍、併力勦除、庶無後患。有旨、命肅州達魯花赤、并遣使同往驗各色戸計物力富強者簽起之。

とある。南宋攻撃の手薄さを補うために、河西の諸色戸計の物力富強な者が調せられたのである。河西地方を根拠とした西夏は、太祖チンギスハカンの末年（一二二七）、蒙古の全面的な攻撃をうけて滅んだ。その後この地はホ赤の長子拔都の領地とされたが、至元元年には西夏中興行省が置かれ、しだいに元朝の直轄領に編入されていった。この地方から精勇が選ばれて南宋攻撃に従い、やがて侍衛親軍とされたことは、その直接支配を一層強固なものとしたに相違ない。

欽察衛は、兵志に「至元二十三年、依河西等衛例、立欽察衛」とあり、河西衛すなわち唐兀衛等の例によって立てられている。しかし同じく色目人に属するとはいっても、欽察人が中国に居住する契機は唐兀人とはかなり異なっている。抑もそも欽察人はトルコ系の民族で、十一世紀頃から勢力を強め、十三世紀初頭には南ロシア大草原を占拠する大勢力を築いていた。この地を蒙古が最初に征したのは、西域遠征中の太祖が、速不台と者別を派遣した時のことである（元史^三速不台伝）。続いて太宗オゴタイの七年（一二三五）拔都を総司令官とする大規模な攻撃が行われ、そ

の際欽察人は隣接する康鄰、巴只吉惕、幹羅思等と同じように殺戮されるか、それとも捕虜として蒙古本土に拉致された。中国方面に拉致された欽察人の多くは、これら諸部族とともに諸王・后妃・功臣に分配され、隷属民の地位にあつたと考えられる。それが至元半ばに至って侍衛親軍に入れられるのは、どのような事情によるのであろうか。道園学古録^三句容郡王世績碑には、

（至元）十五年正月、追失列吉、踰金山、擒札忽台以獻。又敗寬赤哥等軍、俘獲甚衆。冬入朝、召至榻前、親慰勞之。^{略中}欽察人為民戸及隸諸王者、別籍之、戸給鈔二千貫、歲給粟帛、擇其材者備禁衛。十九年、扈昭勇大將軍・同知太僕院事。明年、改同知衛尉院事、領羣牧司事。給霸州文安縣田四百頃、命哈刺赤屯田、益以亡宋新附軍八百。二十一年、賜金虎符。以河南等路蒙古軍子弟四千六百隸之。

とある。土土哈はもと欽察国主の子孫で、父班都察が一族を率いて憲宗（拔都遠征時のマンガカ）に帰し、哈刺赤とよばれる欽察百人を率いてフビライの大理遠征に従った。土土哈はそれを嗣いで宿衛に備わり、中統元年世祖に従って北征し、至元十五年には海都と通じて皇子南木合、丞相安童に叛いた失里吉・脱脫木兒を追い、札忽台、寬赤哥を破っている。これらの戦功に対して、世祖は慰勞し只孫

(公式な宴会の衣冠)を与え、欽察人で民戸となつてゐる者及び諸王に隸する者を別籍につけることを許し、その材力ある者を禁衛に備えさせたのである。そして至元二十一年にはかかる欽察人(及び康里人)の子弟を統べるために二千戸が立てられてゐる(元史^{三十一}世祖紀)。この間詔勅で許した欽察人以外のものが多く入つてゐたことで中書省の是正の措置をうけてゐる。このように、欽察衛は土土哈が北征の際率いた欽察驍騎千人を中核とし、それに諸王に隸属してゐた同族が集まり、さらに先引の句容郡王世續碑にある新附軍八百と蒙古軍子弟四千六百が併さつて設けられたのである。同世續碑には「二十八年、王奏哈刺赤之軍、數已盈萬、足以備用」とあつて、至元二十八年にはすでに一万に達しているが、その後も増加して左右欽察衛それに龍翊待衛に分けられたことは、前節で述べたところである。康里衛は、欽察人と同じトルコ系民族の康里人の衛であるが、その設置は欽察衛より約二〇年後の至大元年である。しかし中国方面に帰した康里人がしだいに集まり、兵力を備えていったことは、至元二十一年に欽察・康里子弟を統ぶる二千戸が立てられたことや、「康里・欽察之人、先隸諸叛王者、悉來歸、置哈刺魯萬戸府」(前引句容郡王世續碑)とあることによつて確認できる。それが至大元年になつて衛の設置をみるのは、都指揮使阿沙不花・康里脱脱

兄弟の与る所が大きい。阿沙不花は、元史^{三六}本伝によると、康里国王族の子孫で、世祖に入侍し千戸となつて昔宝赤を率い、乃顔ついで海都を征し軍功があつた。成宗なき後帝位の継承をめぐつて安西王阿難答派と順寧王海山派の間に抗争が生じたが、早くから海山に仕えていた弟脱脱と海山の即位に貢献した。それによつて平章政事録軍国重事となり康禮衛都指揮使を兼任したのである。左丞相となつた脱脱の方は、元史^{三八}本伝に都指揮使を兼ねたという記載はないけれども、何らかの形で掌握してゐたと考えられる。というのは、元典章^二聖政一重民籍条の至大四年詔書の一款に、

諸色人戸、各有定籍、近者脱脱収聚康禮、却立軍衛。

略下。

とあり、康禮衛は脱脱によつて設けられてゐるからである。「康禮を収聚」したというのは、欽察衛のように、各地に分散した(多くは叛乱諸王隸属下の)同部族が纏められたといえよう。ところが本衛は仁宗が即位し、この兄弟が退けられるとまもなく廃止された。元史^{十四}仁宗紀至大四年正月庚子条には、「罷廣武康里衛、追還印符・驛券・璽書及其萬戸等官宣敕」とある。設置後僅かに二年半のことである。

阿速衛は、至元二十三年に軍として編成されるが、衛が

立てられるのは至大二年である。兵志右阿速衛条によれば、至元九年、初立阿速拔都達魯花赤、後招集阿速正軍三千餘名、復選阿速揭只揭了温怯薛丹軍七百人、扈從軍略。二十三年、為阿速軍、南攻鎮巢、殘傷者衆。

遂に鎮巢七百戸屬之、并前軍總為一萬戸、隸前後二衛。至大二年、始改立右衛阿速親軍都指揮使司。

とある。その主体となつた招集した阿速正軍三千餘というのは、元史卷三に伝のある杭忽思の子阿塔赤、玉哇失、拔都兒の三人の千戸、卷五の百戸口兒吉等の管する軍の総和であろう。彼らは皆戦績著しいが、なかでも阿塔赤は阿里不哥の乱、李璫の乱に従征し、南宋攻撃中鎮巢で殺害された。世祖はそれを憐んで鎮巢降民を与えている。この戸が前軍に付け加えられ前後二衛に隸したのである。それが至大二年に左右の独立した衛となるのは、康里衛の如く武宗、仁宗の即位と無関係ではあるまい。阿沙不花兄弟のように目立つた活躍をしたものは見出し難いが、潜邸の武宗に従つて海都を征した忽都帖木兒が左阿速衛の副都指揮使となつているのは（元史卷三阿兒思蘭伝）、その傍証となるであろう。

〔蒙古衛〕 これには先述した五つがある。左翊・右翊蒙古侍衛親軍は、至元十八年に置かれた蒙古侍衛親軍指揮使司が、大徳八年に両翊に分けられたものであるが、その間

元代侍衛親軍の諸衛について

の経緯は明らかにし難い。僅かに本衛のことを記す元史卷三怯里里伝、同抄兒伝、卷一奧魯赤伝によると、彼らが本衛の官となる前に率いた軍は、それぞれ本部（幹耳那）兵、左右手兩万戸軍、蒙古軍四万戸である。これがそのまま親軍となつたかは疑問として残るが、百官志に「五衛の例に依りて指揮使司と為す」とあつたことも考慮に入れると、あるいは地方（投下）の蒙古軍が選入されたものであろうか。

これに対して、右都威衛は、探馬赤軍を以て立てられた。兵志右都威衛条には、

略。中統三年、世祖以五投下探馬赤立蒙古探馬赤總管府。至元十六年、罷其軍、各於本投下應役。十九年、仍令充軍。二十一年、樞密院奏、以五投下探馬赤軍俱屬之東宮、復置官屬如舊。二十二年、改蒙古侍衛親軍指揮使司。三十一年、改隆福宮右都威衛使司。

とある。探馬赤軍については、さまざまな解釈がなされているが、本来は軍事機能としての先鋒、斥候等を意味したのであろう。しかし構成員には特殊隷屬部族民が多数属していたようである。五部探馬赤は、蒙古が金を征服すると、益都、真定等に鎮守した（元史卷三闊闊不花伝）。それが、世祖の中統三年に至つて蒙古探馬赤總管府の下に入れられたのである。元史卷六六石高山伝には、

中統三年、高山因平章塔察兒入見世祖、因奏曰、在昔太祖皇帝所集按察兒、孛羅・窟里台、孛羅海拔都、闊不花五部探馬赤軍、金亡之後、散居牧地、多有入民籍者。國家土宇未一、宜加招集、以備驅策。帝大悅曰、聞卿此言、猶寐而覺。即命與諸路同招集之。既籍其數、仍命高山佩銀符領之。

とあるが、それは国家の統一がまだなされていないので牧地に散居（兵志の隨處鎮守）している五部探馬赤軍を収集し驅策に備えるべきだという石高山の上奏がいれられたことによる。その後、南宋が平定されると、一たんは投下にもどったが、至元十九年、再び軍に充てられ、二十一年には東宮に属し、翌年蒙古侍衛親軍指揮使司と改められたのである。闊不花の子黃頭、按扎兒の子忙漢はいずれも探馬赤五部将の子孫として南宋攻撃に従い、ついで蒙古侍衛親軍千戸、右都威衛千戸となっている。

宗仁衛は、元朝後期の至治二年になって設けられたものであるが、この衛は蒙古人の同族意識を示すものとして興味深い。すなわち元史卷六拜住伝には、

延祐間、朔漠大風雪、羊馬駝畜盡死、人民流散。以子女鬻人為奴婢。拜住以興王根本之地、其民宜加賑卹、請立宗仁衛總之、命縣官贖置衛中、以遂生養。

とある。拜住は木華黎の後裔で至元中皇子南木罕と漠北を

守った安童の子である。彼は至治二年に右丞相となっていたが、延祐年間の漠北における大風雪によって蒙古子女が鬻れ奴婢となっているのを憂え、宗仁衛を設けてそれを救済しようとしたのである。延祐以来、蒙古人の子女が売買される傾向があつたことは、元典章卷七十五禁典買蒙古子女の条に、

延祐七年十一月、至治改元詔書内一款、回回・漢人・南人典買蒙古子女為駝者、詔書到日、分付所在官司、應付口糧、收養聽候、具數開申中書省定奪。

とあることによつて窺える。宗仁衛は飢饉のため典売されたこれら蒙古子女を保護すべく立てられた機関で、元史卷二英宗紀至治三年正月甲寅条には、

以宗仁衛蒙古子女額足萬戸、命罷收之。

とあり、一萬戸が収養されているのである。

東路蒙古侍衛は、至順二年に東路蒙古軍万戸府が改められたものである。その前身となつた東路蒙古軍万戸府は、元史卷一伯帖木兒伝に、

(二十五年)九月、大夫令率師住納兀河東等處、招集逆黨乞答眞一千戸、達達百姓及女直押兒撒等五百餘戸、二十六年春正月、師還、復遣戍也真大王之境。略中是

年冬、立東路蒙古軍上萬戸府、統欽察・乃蠻・捏古思・那亦勤等四千餘戸。

とある上万户府のことと考えられる。²⁶⁾至元二十四・五年には遼陽で乃願、哈丹が相いついで乱を起したが、伯帖木兒は御史大夫玉速帖木兒に従ってこれらを破っている。この上万户府は叛乱諸王下の乃蠻、欽察等を統べたのであろう。それが至順二年に都指揮使司となるのは、右丞相燕鉄木兒の台頭と係る。元史^{卷八}燕鉄木兒伝には、「天曆」二年、立都督府、以統左・右欽察、龍翊侍衛、哈刺魯、東路蒙古二万户府、東路蒙古元帥府、而以燕鐵木兒兼統之、尋陞為大都督府」とあって、東路蒙古万户府（百官二も同じ）は欽察衛等と一緒に大都督府に入れられ、燕鉄木兒の権限の拠り所となっているのである。

三 諸衛の軍事的構成

これまで述べてきたように、諸衛には地方軍の精銳を選入した「五衛」のほかに、蒙古衛、色目衛があった。しかしこれらは必ずしも一つの部族（もしくは種族）で編成されたわけではない。前節の終りにとり上げた東路蒙古侍衛は、その名称にもかかわらず、欽察人も入っていたのである。本節では諸衛の兵力を主に種族の比較の面からみていくことにする。

まず各衛の兵数であるが、これには控鶴五百乃至六百人の衛候直がある一方、三十五の千戸所をもつ欽察衛（左右

分立前）があり、その差が甚しい。しかし概して言えば、一万からなる。松雪齋文集^{卷七}明肅樓記には

至元十六年、詔立後衛親軍都指揮司、設使・副・僉事、統選兵萬人、事駕所至常從

とあり、元典章新集兵部軍中不便事件の条には

皇帝可憐見、羽林親軍都指揮使司一萬軍、聖旨撥与了皇太子。

とあって、後衛は選兵一万人、羽林親軍も延祐六年皇太子に撥属され（左衛率府となつ）た時、一万であった。また武衛は道園学古録^{卷三}武衛新建先聖廟字碑に「衛士以萬計」とあり、左都威衛は兵志に「世祖以新取到侍衛親軍一萬戸、屬之東宮」とある。宗仁衛も蒙古子女が一萬戸に達したので、収むるのを罷めたことは既述した。これらの軍は、右衛に例をとると、鎮撫所、行軍千戸所十、弩軍千戸所一・屯田千戸所二（百官二）というように、職務分担の異なるいくつかの千戸所より成っていたのである。

次に諸衛を構成する軍を部族（種族）の別でみると、「五衛」はその成立に際して右左中三衛が漢軍（女直軍・高麗軍）の精銳、前後二衛が江南新附軍の精銳を中心としたことは、まず間違いない。しかし前後二衛には漢軍の存在も確かめられる。元史^{卷五}世祖紀至元二十五年甲午条に「癸五衛漢兵五千人北征」とあり、同^{卷七}至元二十九年十

月己酉条には「樞密院臣言、六衛内領漢軍萬戸、見存者六千戸」とあるが、この五衛あるいは六衛の漢軍という表記から推して、漢軍は五衛いづれにもいたと解される。また兵志に「二十三年、為阿速軍、中、并前軍一萬戸、隸前後二衛」とあつたように、至元後半には阿速軍一萬が隸することになつてゐる。それでは、両衛設置に関わるところ大さかつた新附軍はどうなつたかというところ、元史一世祖紀至元十八年十月辛酉条に

給征日本回侍衛新附軍冬衣。

とあり、同右二至元二十年三月己未条に

前後衛軍、自願征日本者、命選留五衛漢軍千餘、其新附軍令悉行。

とある如く、殆どが日本遠征にふり向けられた。もつとも元の日本遠征は至元十一年と十八年の二回で、至元二十年に発せられた軍は日本に赴いていない。この軍は執要に遠征を企てる世祖によつて遼陽等に配置されたのであろう（元史三至元二十年八月甲午条・滿洲金石志五張君墓碑銘）。ともかく「五衛」の主力は漢軍とみてよい。

五衛につづいて設けられた侍衛親軍都指揮使司（左都威衛の前身）は「新たに取らる侍衛親軍一萬戸を以て之を東宮に属す」（兵志）とあるだけで、如何なる軍なのか明瞭でない。しかし漢軍がいたことは先にあげた「六衛」漢

軍の表記から窺える。この六衛の軍を基幹として設けられたのが武衛である。すなわち兵志には「二十六年、樞密院官暗伯奏、以六衛六千人、塔刺海孛可所掌大都屯田三千人、及近路迤南萬戸府一千人、総一萬人、立武衛親軍都指揮使司」とある。近路迤南万戸府というのは、鎮戍諸軍を統べる管軍万戸府を指すのであろう。鎮戍軍、その中でも漢軍精銳はさかんに親軍に入れられてゐる。兵志左衛率府条に、（至大元年）遂命江南行省萬戸府、選漢軍之精銳者一萬人、為東宮衛兵、立衛率府、

とあるのは、その著例である。東宮に属する衛は、左・右都威衛、衛候直、左・右衛率府、忠翊侍衛の前身中都威衛使司（至大四年—至治一年、徽政院所属）があつた。右衛率府の方は、「以速怯那兒萬戸府・迤東・女直兩萬戸府、右翼屯田萬戸府兵、合為右衛率府」（六兵百官二）とあり、所属千戸所数は五であるが、これも遼陽の諸万戸府を中心とする混成軍とみられる。中都威衛は大同屯田府の軍に京兆軍三千が併されている。このほか虎賁親軍は「上都路元籍軍人・兼奥魯の事」を管領しており、鎮守海口侍衛は「摘漢軍五千、給田十萬頃、於直沽沿海口屯種、又益以康里軍二千、立鎮守海口屯儲親軍都指揮使司」（元史三武宗紀）とあつて、漢軍五千に康里軍二千が加えられている。宣鎮侍衛については明らかとしないが、高麗女直漢軍万戸

府管女直侍衛親軍万戸府はその名の示す通り漢人の各軍に
よつて編成されたとみて差支えないであろう。

ところで、色目衛、蒙古衛はどのような構成になつてい
たのであろうか。唐兀衛は、阿沙等が総領した河西軍三千
人が主体であつたことはいうまでもない。元史卷六十八百官二
には千戸所九翼とするから、これ以外の軍が加わつた筈で
あるが、詳かでない。欽察衛はその成立の過程において欽
察人が収集されたのはもとより、南宋新附軍八百、河南等
路蒙古軍子弟四千六百が加わつた。後者は雪樓集卷七十一故昭
勇大將軍欽察親軍都指揮使也約特公墓碑に「二十二年、移
鎮泰州、時籍漸丁為兵、得萬人、以公為欽察親軍指揮使統
之」とある漸丁軍と同じ内容のものと考えられる。これが
文字通り蒙古人の軍なのか否かは問題となるが、いづれに
しても、これら総てが併されて欽察衛を構成したのである。
哈刺赤にはまた建康路、廬州等の民戸が哈刺赤戸として従
属している。同しかし元史卷六十八百官二では、左右相方ともそ
れを所屬に記していない。この点次の阿速衛は些か異なる。
阿速衛は、阿速正軍三千を主力とし、それに江南征服時
に残傷者を多く出した鎮巢の民が付与された。鎮巢戸がそ
の兵数に含まれたことは、兵志に「前軍と并せ總て一万戸
と為す」とあつたことや、同卷六十八百官二の右阿速衛、左阿
速衛に、屬官としてそれぞれ廬江縣達魯花赤、鎮巢縣達魯

花赤を挙げていることによつて確實である。ただ兵志はそ
の数を七百戸とするが、それだけでは前軍と併せて一万に
は達しない。元史卷三十三三杭忽思伝に鎮巢降民一千五百三十九
戸、同玉哇失伝に巢縣二千五十二戸、とあるから、少なく
とも三千五百戸は屬していたことになる。康禮衛は「武宗
至大三年、定康禮軍籍。凡康禮氏之非者、皆別而黜之。驗
其實、始得入籍」(兵志)とあつて原則として康禮人に限
られた。しかるに元典章卷三十三聖政、撫軍士の条には、

近設康禮軍衛、起遣各路存恤軍人五千、直沽屯田、消
乏之餘、重經此擾。今康禮已令罷散、上項屯軍悉聽放
還、依舊存恤。

とあり、各路の軍人(漢軍であらう)五千が起遣されてい
る。さらに同右卷三十三軍民籍条によれば、

至大四年三月十八日、欽奉登寶位詔書内一款、諸色人
戸、各有定籍、近者脱脱収聚康禮、切立軍衛、濫及各
投下並州郡百姓、諸色驅奴人等、多至數萬、已經散遣。
とあつて、各投下や一般州県の民數万が入つていた。これ
は脱脱の収聚によるというよりも、民や奴婢の方から入り
込んだ公算が強い。衛候直や拱衛直に屬する控鶴や軍戸、
站戸には雜役がかからなかつたので、一般民戸を冒占する
ことがあつたといわれるが、諸衛にはかかる雜役免れの民
戸及び奴婢もさかんに雜り込んだのであらう。これら色目

諸衛の軍を基幹として設けられた衛に隆鎮衛がある。兵志には「分欽察・唐兀・貴赤・西域・左右阿速諸衛軍三千人、井南北口・太和嶺舊隘漢軍六百九十三人、屯駐東西四十三處、立十千戸所」と記している。これにも数は少ないが漢軍が入っていることは注意すべきである。

蒙古衛では、左翊、右翊蒙古侍衛親軍は断定はできないが、札刺兒、弘吉刺等の蒙古軍の一部が編入されたものと思われる。右都威衛は国初の五投下探馬赤軍を収集したものである。元史¹³⁸は百官五ではその属として行軍千戸所五と屯田千戸所を挙げている。屯田千戸所は次の宗仁衛の例から推察すると、漢軍である可能性もある。宗仁衛は亦乞列思人一百戸と「蒙古子女三千戸、清州徹匠二千戸」(兵志)の行軍五千よりなる。それに元史¹³⁹は英宗紀至治二年五月戊子条には、

調各衛漢軍二千、充宗仁衛屯田卒。

とあって、各衛の漢軍二千が屯田卒として充てられていた。東路蒙古侍衛は上述の如く欽察・乃蠻・捏古思・那亦勤等四千餘戸を統べていた。

要するに、諸衛は左衛率府が漢軍一万で編成されたように、一つの種族(部族)の軍だけで構成されるのは稀で、蒙古衛・色目衛もその例外ではなかった。三十三衛のうち、構成する軍が不明な衛候直・宣鎮侍衛を除いて、蒙古・色

目の諸衛は十七(貴赤衛・隆鎮衛を含む)を数える。けれどもその中には宗仁衛の二千、康禮衛の五千、隆鎮衛の六百九十三の如く、漢軍が主として屯田兵として入れられていた。それに「五衛」をはじめ左都威衛・武衛・虎賁親軍等の主力となったのは漢軍であった。つまり漢軍の侍衛親軍にしめる比重は、元朝成立時に比較すればやや減退したにしても、元代を通じて非常に大きいものであったといつてよい。これに対して南人(新附軍)は「五衛」からもしだいに排除され、欽察衛の四百などが僅かに看せられるに過ぎない。

四 諸衛の軍官

侍衛親軍諸衛は、都指揮使を長官とし、副都指揮使(副使)・僉事・千戸・百戸等の官がある。滋溪文稿¹⁴⁰二榮祿大夫枢密副使吳公行状には、

江南既定、枢府奏裁其人、京師五衛、各置指揮使二人、副使二人、僉事二人。千戸以下官有差。行省萬戸府、各置萬戸二人・副萬戸一人、鎮撫以下官有差。父死子繼、兄終弟及、均俸祿、以優其家。

とあり、成立期の五衛は都指揮使、副使、僉事が各二員で、千戸以下の官は各衛で差があった。これらの官は行省所属の万戸府の万戸以下の官同様世襲によって継承された。五

衛以外の諸衛もこれに類する。ただ武衛・貴赤衛・西域親軍・衛候直・左右阿速衛・右欽察衛には都指揮使の上に達魯花赤が置かれている。ここではかかる軍官のうち都指揮使を中心に、実際に任じられた者を具体例にとりながら、その出自・権限や種族による差を検討することにする。

諸衛の都指揮使⁹¹となった者は管見の限りでは次の一六八人である。このうち左衛から右衛に遷った劉復亨、同じ時期に前衛、左都成衛、右阿速衛の三つを兼ねた瓜頭のような重複する者を除くと、一三七名である。これを種族で分けると、蒙古人三十七（重複十八を含む）、色目人五十二（重複十二）、漢人三十九（重複一）、南人一、少数民族三、不明三十六となる。不明としたものは、殆どが蒙古人か色目人の別がはっきりしないことによる。従って蒙古人、色目人の数は右に示したものより幾分増える。しかし、それにしても蒙古人・色目人と漢人の数は相均衡しているといっても過言ではない。それに比べて南人は僅かに一人を見出すのみである。その唯一の都指揮使呂文煥は、南宋の襄陽知府から至元十年に元に降って本官に充てられたのであるが、至元二十三年正月には致仕しており（元史⁹²世祖紀）、その子が都指揮使を襲った形跡もみあたらない。少数民族としては播州の楊氏がいる。元史⁹³一本伝では漢英（賜名賓因不花）・嘉貞父子しか記されていないが、宋

学士文集⁹⁴楊氏家伝には、

至元十二年、宋亡。元世祖遣使者詔邦憲内附。邦憲捧詔三日哭、奉表以播州・珍州・南平軍三州之地降。十五年入朝。詔襲守如故。拜龍虎衛上將軍・侍衛親軍都指揮使・紹慶珍州南平等處沿邊宣撫使・播州管内安撫使。

とあって、漢英の父邦憲が至元十五年その官を拝したのを始めとする。楊氏は時に入朝することはあっても、常時は播州安撫使（あるいは宣撫使）として当地に在ったとみられる。

ところで、この楊氏をはじめ、耶律驢馬・五臺奴父子、鄭江・郇父子、明安の子孫などに見うけられるように、都指揮使は代々子孫に受け継がれた。都指揮使に限らずすべての軍官が世襲を原則としたことは、先引の滋溪文稿に「父死子継、兄終弟及」とあった通りである。それゆえ、初めに都指揮使に任じられるものが、いかなる契機によるのが重要な問題となる。それは元文類⁹⁵経世大典序軍官に、

武臣之入官也、其始以功、其子孫以世継。

とある如く、軍功を有することにあつた。このことは、第二節で述べた色目衛の成立において最も顕著であつた。土土哈、玉哇失（の父也烈拔都兒）はそれぞれ哈刺赤、阿速

軍を率いて阿里不哥、海都、乃顔の各反乱鎮定に大きな功績をあげており、暗伯も世祖の乃顔親征に従っている。また劉復亨・鄭温・董士選・王慶端は、その祖及び父が国初漢人世侯下の部将として金朝征服に従軍し、設立当初の武衛軍の將校となり、世祖政權確立に尽力している。その意味では勲臣の子弟ともいえよう。鄭制宜は、父鼎が大大理遠征等の功によって充てられた平陽太原万戸を至元十四年に襲い、元貞元年大都留守となつて武衛の指揮使を兼ねている。賀仁傑は世祖に従つて「南征雲南、北征乃顔、皆著勞績」(元史本伝)とあり、至元十八年上都留守兼虎賁親軍都指揮使となつている。武衛と虎賁親軍は都指揮使の幾人かを各留守が兼ねたようである。同様に東宮(皇太后)所属の都指揮使は、何璋が太子詹事兼衛率使であるように、詹事が兼ねていた。阿沙不花・康里脱脱、拜住、伯顔は、たんに軍功というよりも、皇帝の即位に活躍し、宰相となつて各衛を領したというべきであろう。また塔刺海、瓜頭が四怯薛の一人博爾忽の子孫であるのに代表されるように、怯薛出身者が目につく。土土哈は哈刺赤を率いて宿衛に備し、王慶端は裕宗眞金の宮僚に備わっている。このほか拜住・篤麟鉄穆爾、伯顔・馬札兒台、暗伯、亦憐真班、阿沙不花、康里脱脱、口兒吉・的迷的兒、香山、耶律驢馬、董士選、賀仁傑・勝等が怯薛出身者である。

翻つて考えるに、成立当初の侍衛親軍(武衛軍)の將校は漢人が主であった。しかし中統二年には董文炳が山東路経略使に、至元九年には劉復亨が鳳州等処経略使に転じている。それにかわつて、右衛に博羅欽、左衛に牀兀兒、中衛に明安、前衛に伯答兒、と蒙古人、色目人都指揮使に就けられるものがでてきた。都指揮使を二ないし三人とし、各種族を適当に充てているのは、元朝政權の効果的な軍の指揮・管理の配慮といえる。ところが、至元後期には既に明安が中衛と貴赤衛、牀兀兒が左衛と欽察衛の二つを領しているように、一人が複数の都指揮使を兼ねることがあった。この傾向は元の後期になると一層著しくなり、順帝即位期の伯顔は輟耕録²⁸伯顔擅政によれば七衛を兼領している。元史²⁹本伝には、

伯顔自領諸衛精兵、以燕者不花爲屏蔽、導從之盛、填溢街衢、而帝側儀衛反落落如晨星。

とあるが、その儀衛は天子を凌いだというのもあながち誇張ともいいきれない。しかも丞相が都指揮使を兼ねることが通例と化したため²⁷権臣の専制を惹起する要因ともなった。南坡における鉄失の英宗暗殺も(元史³⁰七逆臣伝)、このような趨勢のもたらした事件といえよう。元末権臣の台頭は諸衛のこのような事実を無視して語ることはできないのである。

都指揮使人名表

中衛						左衛					右衛										氏名	時期	出身	典拠(元史)																			
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2					1																		
唆朗合歹	乞答海	桑兀孫	李蘭奚	帖哥台	明安	伯家奴	燕鉄木兒	牀兀兒	鄭郁	鄭江	賈茂	劉復亨	五臺奴	耶律驢馬	劉思恭	顏義	鄭温	禿滿歹	忽都	博羅歡	劉復亨	至元29	"	襲職	延祐4	襲職	至元20・大德	至治2	襲職	至元24・延祐	襲職	至元8	不明	至元19	至元12・18	至元10・11	至元8	至元8・14	至元4・9	東平清河	152		
不明	20の弟	19の子	"	17の子	康里氏	不明	右の子	欽察人	右の子	河間	漢人	1と同じ	右の子	遼の故族	濟南歷城	漢人	真定靈壽	不明	不明	忙兀人	東平清河	元典章34占使軍匠罪例	"	"	"	"	135	西折金石志14造像題名	138	128	"	166	秋潤文集47賈公行狀	152	"	150	152	169張九思伝	154	8世祖紀	7世祖紀	121	152

元代待衛親軍の諸衛について

武衛		後衛												前衛						中衛																											
45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23																									
鄭鈞	鄭制宜	段天祐	李大誠	李庭	福定	伯答兒	史垣	史煥	張伯潛	張珪	張立	瓜頭	扈住	亦乞里歹	玉哇失	董士恕	董士秀	董士選	康里脫脫	王廷	王宏	買奴	襲職	元貞1・大德10	至元26	襲職	至元・大德	襲職	右の子	金人蒲察氏	右の子	阿速氏	漢人	真定史枢の子	右の子	右の子	泰定長清	許兀慎氏孫	右の子	右の子	阿速人	右の弟	真定藁城	康里國王族	遼大族	保定	大德11
"	154	177呉元珪伝	"	162	"	132	35文宗紀	147	"	"	165	清河集2淇陽忠武王碑	"	"	132	呉文正集64神道碑	"	156	金華實文集28先堂碑	149	166	22武宗紀																									

元代侍衛親軍の諸衛について

貴赤衛			唐兀衛			右都威衛			左都威衛			武衛										
68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46
迷而的斤	脱迭	忽秃不花	普顏忽里	帖哥台	明安	亦憐眞班	暗伯	常不蘭奚	八忽帶	闊闊不花	石高山	伯顏	阿刺不花	鉄木兒也不干	瓜頭	塔刺海	王桓	王慶端	王善果	鉄木兒塔識	伯帖木兒	幹羅思
元貞1	天曆1	(万戸)元貞1	"	襲職	至元23・大徳7	至治2・後至元	至元24以後	至順3	至元21・29	襲職	至元大徳	(提調)元統至元か	元貞2	襲職	至大年間	至元30・至大1	襲職	至元16・大徳8	不明	(提調)元統・至正	至大4	至大年間
色目人か	"	不明	右の子	右の子18	17康里人同じ	右の子	唐兀人	漢人か	不明	右の子	徳興府漢人?	蔑兒吉憐氏	不明	右の子	33右の弟同じ	博爾忽の子孫	右の子	真定襄城	漢人	康里脱脱の子	西土人	康里人
18成宗紀	32文宗紀	18成宗紀	"	"	135	145	133	37寧宗紀	13世祖紀通制条格16	"	166	鞞耕録2	秋澗文集40	"	"	清河集2	"	151	常山貞石志23 黄守義神道碑	金華黄文集28	137	134

左阿速衛			右阿速衛													西域親軍						
91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
撒里哈	鉄失	香山	的迷的兒	口兒吉	不兒國	塔海帖木兒	忽都不花	馬札兒台	拜住	脱脱木兒	撒里哈	鉄失	旭邁傑	那懷	福定	都丹	伯顏	那海産	瓜頭	玉瓜(哇)失	忽魯不花	鎖住
泰定1	至治2・3	天曆以後	襲職	至大年間	至正6	"	天曆1	(達魯花赤)元統至元	至順1以前	天曆1	泰定1	至治2・3	(達魯花赤)至治3	皇慶1	(達魯花赤)至大4以後	至大2・延祐	(達魯花赤)至大2・至順1	至大2年間	至元24	不明	至順2	至順2
不明	79と同じ	右の子	右の子	阿速氏	"	"	不明	蔑兒吉憐伯顏の弟	"	不明	亦乞列思氏か	"	不明	不明	右の弟	阿速国主の子孫	56と同じ	阿速氏	33と同じ	30と同じ	蒙古人か	色目人か
29泰定紀	207	"	"	135	91順帝紀	"※	132燕鉄木兒伝※	138	34	32文宗紀	29泰定紀	207、蒙兀兒史記122	29泰定紀※	24仁宗紀※	"	132	138※	135、34文宗紀	清河集2	135※	至正集70諛惠穆制	35文宗紀

元代侍衛親軍の諸衛について

忠 翊 侍 衛				右衛率府				左衛率府				隆 鎮 衛				左阿速衛						
114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92
脱 脱	伯 顔	鉄 失	石居謙	赤因鉄木兒	囊加台	察 罕	蕭拜住	不里牙敦	脱虎脱	秃 魯	何 璋	阿沙不花	俺都刺合蠻	者燕不花	黑 漢	也速台兒	幹都蠻	不 別	不兒國	脱 脱	鉄木兒達識	脱帖木兒
至順 2	天曆 1	至治 1・3	不 明	至大 1	"	(至大 4 以後)	至大年間	"	(領) 至大年間	致和 1	至大 1 以後	至大 1・2	至正 12	後至元 2	"	"	天 曆	至大延祐頃	至正 6	(後提調) 後至元 1	元統至正初	泰定 1
右の甥	56と同じ	79と同じ	興中永徳	不 明	乃蠻人か	西域板勒斡城人	契丹石抹氏	不 明	畏吾人か	不 明	易州易県	康里国王族	色目人か	"	"	不 明	右の弟の子	回鶻八瓦耳氏	86と同じ	蔑兒吉姆氏	48と同じ	不 明
138	32 文宗紀	207	149	22 武宗紀	"、131 本伝にはなし	137	179	"	23 武宗紀	32 文宗紀	150	136	42	39 順帝紀	"	32 文宗紀	" 32 文宗紀	123	41 順帝紀	138	金華黃文集 28	29 泰定紀*

龍翊侍衛				左欽察衛				右 欽 察 衛				宗 仁 衛										
137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115
賀仁傑	卯 罕	卜蘭奚	燕鉄木兒	撒 敦	燕鉄木兒	伯 顔	馬馬沙	拜 住	脱火赤拔都兒	黑 厮	也速解兒	也速台兒	燕鉄木兒	断古魯班	牀兀兒	土土哈	伯 顔	馬 刺	篤麟鉄稼爾	答刺麻碩理	拜 住	伯撒里
至元 9 18	"	"	天曆 1	至順 2	(提調) 至順	(統領) 至元	元統 2	(統) 至治 2	至大 4	襲 職	至元 23	至元 23・25	(提調) 至順	襲 職	大徳・延祐襲職	至元 23 大徳 11	(提調)	至治 2	襲 職	泰定 1 以後	(領) 至治 2・3	(提調) 至順 3
京兆野人	"	不 明	15と同じ	右の弟	15と同じ	56と同じ	唐其勢の従子	116と同じ	不 明	右の子	杭里伯牙烏氏の右族	康里氏	" 15と同じ	122の子	14 21の子	欽察国主の子孫	56と同じ	蒙古人か	右の弟	右の子	安童の孫	不 明
169	"	"	32 文宗紀	35 文宗紀	138	138*	139 朵爾直班伝	28 英宗紀	24 仁宗紀*	"	133*	123*	138	道園学古録 23 世續碑	"	128	輟耕録 2	28 英宗紀	"	金華黃文集 24 神道碑	28 英宗紀	37 寧宗紀

元代侍衛親軍の諸衛について

その他		宣鎮	鎮守海口	高麗女直漢軍	察合台	威武阿速衛	幹羅思厘衛	左翊蒙古	虎 貴 親 軍													
160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138
札的失	呂文煥	伯 顔	馬札兒台	王 通	唐其勢	馬札兒台	燕鉄木兒	八刺実理	伯 顔	亦憐眞班	脱 脱	伯 顔	鉄木兒達識	闍里吉思	捏古解	達禮麻識理	乃蠻台	脱 脱	馬札兒台	也先忽都	太 平	賀 勝
" 至元12	侍衛親軍 都指揮使	(達魯花赤)	(達魯花赤) 元統頃	至大	(達魯花赤) 元統2	(領)元統頃	(大都督)	至正	(達魯花赤)	至正年間	"	"	(達魯花赤) 元統・至元	後至元1	延祐4	(提調)至正25	至順1	後至元1	泰定4	"	"	襲職
不明	安豊人	56と同じ	83と同じ	膠州高密	燕鉄木兒の子	83と同じ	15と同じ	右の子	56と同じ	62と同じ	114と同じ	56と同じ	48と同じ	不明	幹耳那氏	怯烈台氏	木華黎五世孫	右の子	83と同じ	右の子	右の子	右の子
"	8世祖紀	輟耕録2	138	167	"	138	138	常山貞石志 26 奏王嬪人記	輟耕録2	145	138	輟耕録2	金華黃文集28	38順帝紀	123	145	139	"	138	"	140	179

そ の 他						
168	167	166	165	164	163	162
忽都帖木兒	青 山	也干不花	梭 都	楊嘉貞	楊賽因不花	楊邦憲
"	"	指揮使、至元4	" 至元28	" 襲職	" 至元25	" 至元15
"	"	"	不明	不明	右の子	右の子
32文宗紀	"	99兵志	115順宗伝	"	165	宋學士文集31楊氏家伝
						109と同じか
						8世祖紀

備考 本表には達魯花赤や衛を領したと記されているものも含めた。※は左右の不明なものである。

ここで副都指揮使・僉事及び千戸以下の將官について若干考察する。これらの官、なかでも千戸、百戸はその数が都指揮使数をはるかに上回るものの、官位の關係で史料はごく限定される。そのため種族の比較はし難いのであるが、概して五衛の千戸には漢人が多く、逆に色目衛にはその部族の者が多い。王国昌・通、皇毅・慶の父子のように世襲されていること、怯薛として移刺元臣、徹里、鄭銓、蔡珍等がいる点は、都指揮使と同じである。さらに静修先生文集^六明威將軍後衛親軍總管李公先塋碑には、

至元十七年、丞相伯顔、以舊所領諸將中四人、見皇太子曰、此皆臣收江南時、渡江水戰、攻城略地、為國家盡力命、臣所親見者、是時天下事、聽皇太子處置、乃命四人者母外補、可使將侍衛親軍、仍賜食殿中、今致仕後衛總管清苑李公、其一也。

とあり、李仁祐は南宋征服における戦功で、伯顔の薦をうけ後衛千戸となつてゐる。これは軍功をたてることが千戸となる要件であつたことを示している。ただ鄭銓、王寧と都指揮使の子弟にあたるものが千戸となつてゐるのは特徴的である。これは欽察衛にあつては一層明瞭で、土土哈の子別里不花、勛差、及び牋兀兒の子小雲失不花がいずれも千戸なのである（卷末附表参照）。このことは、都指揮使になる以前の職を子が襲つたと解することもできるが、そ

元代侍衛親軍の諸衛について

れよりも衛の官に対して都指揮使には任命の権限が付与されてゐたことを重視しなければならぬ。道園学古録^三句容郡王世績碑には、

二十三年、置欽察衛、遂兼其親軍都指揮使、聽以族人將吏備官屬

とあつて、土土哈は一族の將吏を欽察衛の官屬に充てることが聽されてゐた。これは色目衛の場合、その成立過程からいつて想定しうるが、「五衛」も決して例外ではなかつた。吳文正集^{十六}元祿大夫平章政事趙國董忠宣公神道碑には

十六年、立前衛親軍、進授^了勇大將軍、充都指揮使、建議設廬舍開屯田、由是居者得安、行者有養。千夫長以下、自擇者參半。樞密院以断事官為公之副、公以其不由軍功、進表千戸姜廷珍代之。師討日本、自願効力、世祖曰、士選勲臣之子、他有委任、僻遠小夷、無動其行。

とあり、董士選は前衛の千戸以下の三分の二を自ら扱ひ、副都指揮使も樞密院が充てようとした断事官を軍功がないという理由で退け、千戸姜廷珍を拔擢してゐるのである。この時前衛の千戸となつたものに皇毅がいる。虞集の撰によるという元故宣武將軍前衛千戸皇公墓誌銘（常山貞石志^{十一}）は残缺が処々にあるが、皇毅は真定の人（蘇天爵と

同郡)で早くから董文炳に従い、李瓊を征し南宋を破った功で百戸(千)となり、ついで前衛千戸となったことがわかる。

以上の考察によって、諸衛の軍官は主として軍功をたてた者が任じられたが、都指揮使は千戸以下の属官、場合によつては副都指揮使までも任命の対象とし、枢密院に隸するとはいつても、彼らの多くは怯薛出身であつたため、天子との従属度がかなり強いものであつたといふことができるであらう。

おわりに

元代の侍衛親軍は、世祖が阿里不哥との対立抗争の際に設立したものである。初めその基幹となつたのは、史天沢はじめ漢人世侯下の漢軍精銳であり、将校も殆ど漢人であつた。それは五衛に發展するが、その過程でも軍の主体は漢軍であつた(女直軍・高麗軍、それに新附軍もいた)。しかし都指揮使には蒙古人、色目人も任じられている。軍官は一般に勲功ある者が充てられ、世襲によつて子弟に受け継がれた。とくに都指揮使には怯薛出身が目立つた。五衛(もしくは六衛)の設置は元朝の中央集権化を側面で強化した。それが整つたのを一つの転機として、蒙古衛・色目衛が立てられる。蒙古衛には五投下探馬赤を招集した右都威衛や罹災した子女を収養する宗仁衛があつた。前者は

元朝政權と投下、あるいは国初蒙古軍の再編成という観点から左右翊蒙古侍衛とともに考察し直す必要がある。色目衛は欽察衛、康禮衛のように宿衛に備わり帝の親征に従つていたものが、相つぐ戦功により各地に離散していた同族を招集し、それを統べるために置かれた。色目衛は至大以後増設されるが、これらの衛には主に屯田軍として漢軍が入つていた。左衛率府、武衛など漢軍を主力とする衛の多いのと併せて考えると、漢軍の役割は元代を通じて極めて大きかつたと解してよいであらう。

このように、諸衛は蒙古人・色目人・漢人の各軍をそれぞれの主體とし、多くは他の種族軍を混じえた軍団編成をとつた。しかし国家の大多数をしめる南人は、軍官は勿論軍にも一時的に編入されたことを除いて、殆ど排除されていた。このことはたんに禁軍だけでなく、元朝の支配体制の本質を考へるうえで、いろいろな問題を提起しているといわなければならない。

註

(1) 箭内互氏「元朝怯薛考」(『蒙古史研究』(刀江書院、一九三〇)所収)二四七―二五四頁。

(2) 和田清編『支那官制発達史』(汲古書院、一九四三)三一七頁。同項の執筆者である村上正二氏訳注『モン

「ゴル秘史―チンギス・カン物語―」3（平凡社、一九七六）には、諸衛、とくに色目人の衛に関して的確な注記が施されている。

(3) 馬祖常の石田文集^七建白一十五事の一件に「侍衛親軍、根本所係。宜令各衛指揮使、立時教閱、練習武藝、膂力訓養精銳、則萬一倉卒得用」とある。

(4) 本稿でいう漢人は、金朝治下の漢人のほか輟耕録^八にある高麗・女直等も含めて用い、南宋遺民である南人とは区別する。その区分は、蒙思明氏「元代社會階級制度」（龍門書店、一九六七）の蒙古人、色目人、漢人、南人の四種族に従う。

(5) 蕭啓慶氏「元代的宿衛制度」（辺政研究所年報第四期、一九七二）には、建立年代、組成千戸の略表である元代衛軍組成表が附されている。そこには兵志のほかに哈刺魯万戸府を入れて三十四衛とする。衛候直と同じ控鶴を以て編成される拱衛直都指揮使司も礼部所屬ではあるが（元史^九百官一）、親軍とすべきではないか。

(6) 秋澗文集^十八烏台筆補彈中翼軍搔擾百姓事状には「今察到中翼侍衛親軍楊千戸・崔百戸・高彈壓下軍人、自至元五年八月前來武清縣北郷等處、於民家安下」とある。中翼は既に至元五年には設置されていたと考えられる。

元代侍衛親軍の諸衛について

(7) 松田孝一氏「カイシヤンの西北モンゴリア出鎮」（『東方学』六十四輯、一九八二、七）七六―七頁参照。

(8) 元史^{十一}百官二も兵志と同じ至元十七年八月乙亥にこのことを掲げる。この差はとくに問題とする程ではない。ところが本衛の前身は右都威衛の前身と同名であるが、所屬が異なるため、別の二者とみてよいであろう。東宮に隸する蒙古侍衛親軍は、道園学古録^{十二}翰林学士承旨董公行状に「廿七年、隆福太后在東宮、以公書舊、欲使公授皇孫以經」とあり、元史^{十三}完沢伝に「裕宗為皇太子、署詹事長。自是常典東宮衛兵、裕宗薨、成宗以皇孫撫軍北方、完澤兩從入北」とあるから既に東宮に在った隆福太后に屬し、一部は鉄木耳（のちの成宗）の北征に従軍した。

(9) 賁赤は輟耕録^{十四}には色目三十一種の一とするが、健脚者の意であることは箭内互氏「元代社會の三階級」（『蒙古史研究』所収）の指摘された所である。その設置は至元二十四年（百官二）であり、「民之蕩析離居及僧道、漏籍諸色人不当差徭者萬餘人」（元史^{十五}明安伝）を管領した。

(10) 大徳十一年正月に成宗は崩じており、衛候司が都指揮使司に陞格したのは、嚴密には武宗朝とすべきである。

元代侍衛親軍の諸衛について

懷孟從行控鶴二百人とは、愛育黎拔力八達（仁宗）が大徳九年十月に懷州に出居した時追従したものである。

(11) 元史^{十六}仁宗紀には、延祐五年二月戊午と同六年壬戌の二度にわたって設置の記事がありいずれも者連怯那兒万戸府（軍万人）を以て編成したと記す。

(12) 高麗女直漢軍万戸府は既に至元二十九年二月（元史^十七世祖紀）に置かれている。それがこの時期に至って禁軍となるのは、順帝が幼少の折高麗の地で過ごしたこと、及び妃の一人が高麗人奇氏であったことと関わるのであろうか。

(13) 拙稿「元朝侍衛親軍の成立」（『九州大学東洋史論集』10、一九八二、三）。

(14) 武衛軍成立後もその精銳が維持されたことは、元史^四世祖紀中統二年八月己亥条及び同右中統二年九月癸亥条参照。

(15) 遼陽は元来女直人の居住地であり、元代にもひきつづいて女直人が居住していたことは、元史^{十五}地理二合蘭府水達達等路他に見える。高麗人というのは、同右地理二瀋陽路に「後高麗復叛、洪福源引衆來歸、授高麗軍民萬戸、徙降民散居遼陽瀋州。^{略中。}及高麗舉國內附、（中統）四年、又以質子淳^淳為安撫高麗軍民總管、

分領二千餘戸、理瀋州」とあり、同右^{〇八}外夷一に「至元三年二月、立濱州以處高麗降氏」とある如く、高麗国から洪福源に率られて元に降り遼東に散居した高麗降民のことを指すと考えられる。

(16) ドーソン著、佐口透訳注『モンゴル帝国史』3（平凡社、一九七二）には、呂文煥の「部下の將校たちは昇進して侍衛親軍にはいった」（五六頁）とある。なお南宋の生券軍、熟券軍については、安部健夫氏「生熟券支給制度略考」（『元代史の研究』（創文社、一九七二）所収）参照。

(17) 佐口透氏「河西におけるモンゴル封建王侯」（『和田博士還曆記念東洋史論叢』、一九五一）

(18) ヤクボフスキー・グレコフ共著・播磨楢吉訳「金帳汗國史」（生活社、一九四二）四頁。

(19) 那珂通世『成吉思汗実録』（大日本図書、一九〇七）^{卷六二三頁。}

(20) 諸王・功臣に対する分民については、海老沢哲雄氏「モンゴル王朝の怯隣口に関する覚書」（『北海道教育大学紀要第一部B』二〇の一、一九六九）参照。

(21) 恵谷俊之氏「カイドウの亂に關する一考察」（『田村博士頌壽東洋史論叢』一九六八）九七頁。

(22) 元朝名臣事略^四平章魯國文貞公伝。この事件の終過は

太田彌一郎氏「元代哈刺赤軍と哈刺赤戸」『探馬赤戸』の理解に關つて―(『集刊東洋学』46、一九八二)参照。

(23) 左右手兩万户軍及び蒙古四万户―主体は兀魯・忙兀・亦怯烈・弘吉刺・札刺兒五部軍か―は、前者が山東河北蒙古軍都万户府に隸し、後者が河南淮北蒙古軍都万户府の母体となつている(元史^{卷八}百官三)。双方とも蒙古四都万户府の一である。前者は国初の孛斡兒出、木華黎の管した軍を想起させるが、元代のそれがどのような編成になつていたのかは未詳である。

(24) 蓮見節氏「探馬赤考」(『中央大学大学院研究年報』11号IV、一九八二、三)

(25) 萩原淳平氏「木華黎王国下の探馬赤軍について」(『東洋史研究』三六一二、一九七七、九)

(26) 道園学古録^卷句容郡王世續碑には「至元二十五年五月、叛王哈丹之軍、盡得遼左諸部、置東路萬戸府、以鎮之」とある。遼東を鎮撫するため置かれた東路万戸府は、設立年代に一年の隔りがあるけれども、本万戸府と同一のものを指すとみられる。

(27) 太田氏、註(22)論文。

(28) 同右、五一―八頁。

(29) 元史^卷武宗紀、大德十一年十一月乙亥条に「中書省

元代侍衛親軍の諸衛について

臣言、大都路供億浩繁、概於屬郡取之。其軍・站・鷹房・控鶴等戸、恃其雜徭無與、冒占編氓、^略とある。

(30) 五衛の官は時に増減がある。元史^卷百官二によると、例えば右衛の都指揮使は、至元十六年頃二、二十年三、大德十一年五、至大元年八、至大四年三、以後これが定数となつている。副使、僉事とも大德十一年(と至大元年)に増加し、逆に至大四年に減少している。これは武宗・仁宗の即位の影響だろう。五衛以外では貴赤衛・西域親軍等都指揮使が二員であるのと、武衛、唐兀衛に多少の増減があるのを除けば、都指揮使三、副使二、僉事二である。

(31) 各衛の都指揮使の実例(色目人二十三人・漢人十九人)は、箭内互氏「元代社會の三階級」(『蒙古史研究』所収)に取り上げられている。

(32) 軍官承襲の制は至元十五年に定められた。元史^卷兵志兵制、元典章^卷吏部軍官降等承襲条にその規定がある。

(33) 拙稿、註(13)に同じ。

(34) 元史^卷百官五儲正院によると、皇太子の家政機関である詹事院が置かれたのは、至元19(31)、大德9、同11(至大4、延祐4)7、泰定1、天曆1(儲慶使司)、天曆2(儲政院)であり、皇太子の立てられて

元代侍衛親軍の諸衛について

いない間は、至元三十一年以後皇太后位下の事を掌る
徽政院に属した。

(35) 片山共夫氏「元朝怯薛出身者の家柄について」(九州
大学東洋史論集』8、一九八〇、三)参照。

(36) 至元十年頃の右衛は、博羅歡、鄭温、(禿滿歹)、成立
時の欽察衛は土土哈・也速台兒・也速解兒と都指揮使
が定数通り明らかとなる。秋澗文集^{卷四}隆福宮左都威
衛府整暇堂記には元貞二年の僉事以上が挙つて記さ
れており、使は塔刺海・王慶端・阿刺不花、貳は完者、
董守敬、僉事は曲失帖木兒、張智榮である。土土哈、
塔刺海は同衛の都指揮使の中で幾分上位にあつたと考
えられる。

(37) 元史^{卷九}泰定紀泰定二年六月丙申条には「中書參知政
事左塔不台言、大臣兼領軍務、前古所無。跌失以御史
大夫、也先帖木兒以知枢密院事、皆領衛兵。如虎而翼、
故成逆謀。今軍衛之職、乞勿以大臣領之、庶勳舊之家
得以保全。從之」とあり、大臣の兼領を止める意見が
裁可されているが、実施は困難であつた。同じような
上言は後至元元年三月癸未(順帝紀)にもみえる。
(38) 枢密院の機能は、怯薛と侍衛親軍の実質的な関わり
(質子軍の性格を含めて)を把握する上に重要である
が、この点については後日の課題とせざるを得ない。

附・副都指揮使以下軍官人名表

左衛		武衛		後衛		前衛		中衛		左衛		右衛		副都指揮使							
職	名	職	名	職	名	職	名	職	名	職	名	職	名	時期	出身(番号は 都指揮使による)						
董士亨	張瑾	也連的	別吉速	拔都兒	移刺元臣	張元珪	張世忠	張均	韓政	秦忙古台	洪君祥	燕出不花	王通	唐兀帖木兒	張立	劉思敬	伯顏	石安琬	王慶端	鄭温	氏名
至元16		襲職	至大・天曆	至元23・大德	至元16・22	至正1	襲職	至元26・大德1	至元16・19	至元24	至元15	襲職	至元24・至大	至元12	至元初・16	至元3・8	延祐1	至元20頃	至元14	至元6・12	時期
真定藁城		"	右の子	阿速氏	契丹人	濟南	"	濟南	益都	益都樂安	三韓	右の子	155と同じ	不明	34と同じ	濟南歷城	不明	興中府	50と同じ	5と同じ	出身(番号は 都指揮使による)
元文類49董公行狀	秋澗文集52朱氏世系碑	"	"	132	149	滋溪文稿2前衛記	"	166	清容居士集34家伝	165	154	"	167	8世祖紀	165	152	99兵志	149	151	154	典拠(元史)

元代侍衛親軍の諸衛について

總管	千戸・百戸	左阿速		右都	武衛			前	左衛		右衛	縣總監	蒙古侍衛			左阿速	西	城	貴赤	唐兀
		失烈門	徹里	李進	顏伯瑛	鮮卑忽篤士	鮮卑誠	岳里帖木兒	王寧	伯帖木兒	王通		董守仁	董鈞	捏古姆	相兀速	拜住	忽都帖木兒	欽察	木八刺
孔元	千戸・百戸	天曆1	至大皇慶	至元25	襲職			至元末か	至元	至元15・24			襲職	至元30・大德6	大德	至大1・4	至順2	至元・大德1	至正8	至元後半
真定人		右の子	阿速氏	保定曲陽	右の子	中山人	欽察土士哈の子	保定、昔刺の子	欽察人	副使と同じ	襄城土元の子	襄城・守義の子	144と同じ	斡耳那氏	札刺台人	阿速氏		怯烈亦氏		河西人
165		"	135	154	滋溪文稿17神道碑	"	165	道園學古録23世續碑	166	131	167	秋潤文集52夫人碑銘	"	123	131	123	35文宗紀	122	41順帝紀	125

中衛		左衛						右衛						總管								
千戸	總管	彈正	總	把	副千戸	千戸	千戸	王國昌	王通	王宏	不明	岳元鎮	剡訥		商瑯	孔那海	孔成祖	孔鷹揚	孔元	鄭克謙	鄭銓	岳元鎮
洪君祥	楊某	移刺元臣	孫旺	張大亨	畢泉	畢澍	畢泉	王寧	王宏	王通	王國昌	岳元鎮	剡訥	商瑯	孔那海	孔成祖	孔鷹揚	孔元	鄭克謙	鄭銓	岳元鎮	王寧
至元13・15	至元5	至元12・15	"	至元7	至元13・18	襲職	至元後半	"	不明	至元8・15	中統1・至元8	至元5・15		至元	"	襲職	至元・至大1	(侍衛親軍千戸) 至元15	讓職	至元26・大德7	至元15	至元
副使と同じ	不明	副使と同じ	"	不明	同右	右の子	濟南章丘	右の弟	24と同じ	僉事と同じ	膠洲高密			曹州商挺の子	右の子	右の子	右の子	真定人	右の甥	真定靈壽		僉事と同じ
154	秋潤文集88	149	"	"	"	"	永樂大典(二〇二〇五)	"	166	"	167	吳文正集65	滋溪文稿5鷹齊詩集序	159	"	"	"	165	"	154	吳文正集65岳將軍墓碑	166

右都威衛				後衛					前衛					中衛								
千戸	千戸			百戸			千戸	千戸	千戸	千戸	百戸			千戸	千戸	千戸	彈压	百戸	總把			
察罕	乃蠻	忙漢	東哥馬	和尚	怯烈吉	兀魯不花	和尚	蔡珍	蔡恕	蔡珍	李仁祐	朶羅台	閻姜惠	王榮祖	伯顏察兒	董惟恭	皇景溫	皇慶	皇毅	高某	崔某	蔡珍
至元24・27	襲職	至元27・至大4	至元・大德	"	襲職	至元25	至大3・天曆1	至元17・21	襲職	至元27	至元17 (例總管兼千戸)	至元			(達魯花赤)	至正初	"	襲職	至元16	"	至元5	至元17
薛亦氏	右の子	拓跋氏	按攤脫里氏	右の子	右の弟	"	蒙古乃蠻氏	同右	右の子	彰德安陽	燕の南	唐兀氏					右の子	右の子	蘆城人	"	不明	彰德安陽
123	"	122	123	"	"	"	135	"	"	166	静修文集4	134	滋溪文稿2	"	常山貞石志19碑陰	滋溪文稿2	"	"	常山貞石志19	"	秋澗文集88	166

(侍衛親軍)										蒙古侍衛		欽察衛					左阿速衛		貴赤				
百戸	總把	千戸			總管	千戸	百戸	千戸	總管	百戸	千戸			百戸		千戸	千戸	千戸					
昔都兒	張融	張琬	張邦端	鮮卑準	王岑	鄭欽	鄭溫	八刺實理	捏古解	相兀速	相兀速	相兀速	乞台	哈贊赤	乞台	小雲失不花	勛差	別里不花	只兒哈朗	脫因納	教化	阿塔赤	木八刺
至元17・24	至元18	不明	至元30	至元10	至元8		至元2	至正か	元貞大德	至元23・30	至元18・23	至元24	襲職	至元末	"	"	不明	襲職	大德7 (達魯花赤)	襲職	皇慶延祐	不明	
欽察氏籍 蒙古軍籍	不明	不明	濟南張氏か	中山人	右の子	5と同じ	伯顔の子	右の子	"	"	副使と同じ	同右	右の子	欽察台氏	牀兀兒の子	同第6子	土土哈の第4子	右の子	答答叉氏	右の子	阿速人	副使と同じ	
133	10世祖紀	秋澗文集47賈公行狀	17世祖紀	165	154洪福源伝	"	154常山貞石志19	常山貞石志24 秦王婦人記	"	"	123	"	"	135	"	"	道園學古録23	"	135	"	132	122	